

令和7年度分町県民税申告書の書き方

- 申告受付期間：令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで(土日祝日は休み)
- 受付会場：串本町役場 1階 会議室3
 - ※申告会場の受付時間及び旧古座分庁舎(Sora-Miru)・各地区出張申告の開催場所・日時等については、1月に配布しているチラシをご確認ください。

※0円申告の方、完成済み申告書を提出されるだけの方は、同封チラシをご確認ください※

- 申告内容：令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得等
- 申告対象者：令和7年1月1日現在、串本町に住所を有する人
(確定申告される方、給与所得のみで年末調整を済ませた方は除きます。)

町県民税・国民健康保険税(国民健康保険税) (国民健康保険料) (後期高齢者医療保険料)

令和7年度分 申告書

串本町長 殿

1 氏名、個人番号、生年月日、世帯主、世帯主との続柄、勤務先、電話番号を書きください。

2 令和6年中の収入と所得を書きください。

3 各種控除の計算根拠について書きください。計算方法や詳細な条件はこの資料ウラ面。

4 所得から差し引かれる金額

1	収入金額等	330,000
2	所得金額	
3	所得調整控除	
4	所得から差し引かれる金額	
	合計	330,000

～書き方の流れ～

- ①氏名、個人番号、生年月日、世帯主、世帯主との続柄、勤務先、電話番号を書きください。
- ②令和6年中の収入と所得を書きください。

事業所得

◎**営業等所得**とは、小売業、製造業、建設業、理容業などの営業から生ずる所得や、医師、外交員などの自由職業又は漁業など農業以外の事業から生ずる所得のことです。

◎**農業所得**とは、米、野菜、花、果樹などの栽培若しくは生産又は農家が兼営する家畜、家きんなどの事業から生ずる所得のことです。

不動産所得とは、貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地、貸駐車場などから生ずる所得のことです。

利子所得とは、公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配に係る所得のことです。

配当所得とは、株式配当、出資配当、剰余金の分配に係る所得のことです。また、配当所得の必要経費とは、株式を買ったり、出資したりするために借り入れた負債の利子などです。

給与所得とは、俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得のことです。所得金額は、この資料ウラ面の「給与所得の速算表」により計算してください。

※給与所得と公的年金所得の両方を有する方は、この資料ウラ面の「所得調整控除」を計算の上、給与所得からさらに差し引いて所得欄に記入してください※

雑所得

◎**公的年金**とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの所得のことです。所得金額は、この資料ウラ面または、申告書付録の「公的年金等の雑所得速算表」により計算してください。

◎**業務・その他**とは、副業で得た収入(業務)や、生命保険の個人年金(その他)など、他の所得に分類できない所得のことです。なお、生活に使っていた物の売却による所得は申告しなくてかまいません。

総合譲渡所得とは、船舶、機械、漁業権、貴金属など土地・建物等以外の資産の譲渡から生ずる所得のことです。総合課税の譲渡所得の必要経費とは、譲渡した資産の取得費(償却後)や譲渡に要した費用です。なお、「短期」とは保有期間が5年以内、「長期」とは保有期間が5年を超える資産の譲渡です。

一時所得とは、懸賞の賞金品、競馬や競輪の払戻金、損害保険の満期返戻金などの所得のことです。一時所得の必要経費とは、例えば一時金として受け取る生命保険金の場合、実際に支払った掛金の合計額です。

③各種控除の計算根拠について書きください。計算方法や詳細な条件はこの資料ウラ面。

社会保険料控除は、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することとなっている健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払金額

全額が控除額として受けられます。国保・後期・介護以外の保険料では、「社会保険料控除証明書」等を添付又は提示することが必要です。

小規模企業共済等掛金控除は、あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金を支払った場合に受けられます。控除証明書が必要です。

生命保険料控除は、新(旧)生命保険や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合に受けられます。控除証明書が必要です。

地震保険料控除は、損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料や、(旧)長期損害保険料がある場合に受けられます。控除証明書が必要です。

寡婦・ひとり親控除は、あなたが寡婦かひとり親である場合に受けられます。

勤労学生控除は、あなたが高校、大学、養護学校などの学生、生徒(夜間学校や正規の通信教育を含む)で、自己の勤労による所得が一定までの方が受けられます。

障害者控除は、あなたや同一生計配偶者、扶養親族(※16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)も適用されます。)が、障害者や特別障害者である場合に受けられます。

※なお、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方は、**同居特別障害者控除**の対象となります。

配偶者控除及び配偶者特別控除

◎**同一生計配偶者**とは生計を一にする配偶者(事業専従者は除く)で、合計所得金額が48万円以下の方をいいます。

◎**控除対象配偶者**とは、あなたの合計所得金額が1,000万円以下である場合の同一生計配偶者をいいます。

扶養控除は、あなたに控除対象扶養親族がいる場合に受けられます。

※**年少扶養親族**とは、扶養親族のうち平成20年1月2日以後に生まれた方(年齢が16歳未満の方)をいいます。

年少扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、年少扶養親族が障害者の場合は障害者控除の対象になり、また寡婦・ひとり親控除に該当するかの判定、個人住民税の非課税限度額の算定のために把握が必要ですので、対象となる方がおられましたら、申告書左下(1ページ図の③)の「16歳未満の扶養親族」欄に必ず記載してください。

基礎控除は、あなたの合計所得金額が2,500万円までの場合に受けられます。

雑損控除は、前年中にあなたや生計を一にする他の親族が、災害(震災、火災、風水害など)や盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合などに受けられます。明細書等が必要です。

医療費控除は、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費等が一定の額以上ある場合に受けられます。セルフメディケーション税制を選択される場合は、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受診している場合に限りです。

寄附金税額控除は、共同募金や自治体への寄附金のうち一定額が控除されます。寄附金がある方は、申告書裏面の寄附金に関する事項へ**寄附金の金額を記載**してください。また、領収書等が必要です。

◆1ページの③記載例

◎ひとり親控除、障害者控除のある場合

⑩～⑫ 寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	⑩ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑫ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
⑬ 障害者 控除	⑬ 氏名 串本 花子	⑭ 障害の 程度 身体2
	⑮ 個人 番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	
	⑯ 氏名 串本 花子	⑰ 障害の 程度
	⑱ 個人 番号	

◎扶養親族がいる場合

⑬～⑭ 配偶者控除・ 配偶者特別控 除・同一生計 配偶	⑬ 氏名 串本 夏子	⑭ 生年月日 明・大 6.21	⑮ 配偶者の 合計所得金額 46.715 円
⑯ 扶 養 控 除	⑯ 氏名 串本 次郎	⑰ 生年月日 明・大 6.21	⑱ 同居・ 別居の 区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 子
	⑲ 個人 番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		控除額 万円
	⑲ 氏名 串本 花子	⑰ 生年月日 明・大 20.3.7	⑱ 同居・ 別居の 区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 母
	⑲ 個人 番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		控除額
	⑲ 氏名 串本 三郎	⑰ 生年月日 明・大 10.9.13	⑱ 同居・ 別居の 区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 子
	⑲ 個人 番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		控除額

④最後に、各種控除の計算結果を書いてください。

串本町役場税務課【担当：課税グループ 個人住民税係】
電話：0735-62-0586 (税務課直通) 内線：1403